

資金移動業のしおり<第7版>【正誤表】

「資金移動業のしおり<第7版>」をご購入・正誤表を閲覧いただき、ありがとうございます。
 本書において、一部内容が不正確な箇所がございましたので、以下の通り、謹んで訂正させていただきます。
 大変申し訳ございません。

【解説編】

ページ	訂正箇所	訂正後	訂正前
115	VI 雑則 2 廃止の届出等 (1) 財務(支)局等 への届出等 ポイント	<p>ポイント 電子公告の方法により公告を行う場合</p> <p>資金移動業の廃止の公告を電子公告の方法により行う場合、資金移動業者は、ホームページにおいて、廃止日まで継続して公告を掲載しなければなりません(資金決済法第61条第6項、政令第19条の2、会社法第940条第1項第1号)。</p> <p>また、資金移動業者が資金移動業の廃止の公告を電子公告の方法により行う場合は、法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関に調査を委託し、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査を受けることが義務付けられています(会社法第941条(外国資金移動業者である資金移動業者については資金決済法第61条第7項により準用))。具体的には、①あらかじめ提出された公告情報と実際のホームページに掲載された電子公告の情報が一致しているか、②公告アドレスまでのリンクが途切れておらず、無償かつパスワード等が不要でアクセスできるか、③公告掲載期間中、公告を調査できる状態が継続しているか、また公告が改ざんされていないかなどが調査の対象となります。電子公告調査機関は、電子公告調査の終了後速やかに、調査結果を電子公告を委託した会社等に対し通知しなければならないこととされています。</p> <p>なお、登録された電子公告調査機関は5社となっています(法務省HP参照)。</p>	<p>ポイント 電子公告の方法により公告を行う場合</p> <p>資金移動業の廃止の公告を電子公告の方法により行う場合、資金移動業者は、ホームページにおいて、廃止日まで継続して公告を掲載しなければなりません(資金決済法第61条第6項、政令第19条の2、会社法第940条第1項第1号)。</p> <p>また、外国資金移動業者である資金移動業者が資金移動業の廃止の公告を電子公告の方法により行う場合は、法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関に調査を委託し、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査を受けることが義務付けられています(資金決済法第61条第7項、会社法第941条)。具体的には、①あらかじめ提出された公告情報と実際のホームページに掲載された電子公告の情報が一致しているか、②公告アドレスまでのリンクが途切れておらず、無償かつパスワード等が不要でアクセスできるか、③公告掲載期間中、公告を調査できる状態が継続しているか、また公告が改ざんされていないかなどが調査の対象となります。電子公告調査機関は、電子公告調査の終了後速やかに、調査結果を電子公告を委託した会社等に対し通知しなければならないこととされています。</p> <p>なお、登録された電子公告調査機関は5社となっています(法務省HP参照)。</p>